

○島根県警察本部の処務に関する訓令

(平成11年2月12日島根県警察訓令第3号)

島根県警察本部の処務に関する訓令(昭和38年島根県警察訓令第10号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 事務の専決及び代決(第4条-第9条)

第3章 会議(第10条-第16条)

第4章 その他(第17条-第20条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、島根県警察本部(島根県警察学校を含む。以下「本部」という。)における処務について必要な事項を定めるものとする。

(事務処理の原則)

第2条 事務処理は、迅速かつ適正に行わなければならない。

2 事務は、原則として即日処理するものとし、常に未決のないよう能率的に処理するように努めなければならない。

(定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長 警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長及び島根県警察学校長(以下「警察学校長」という。)をいう。
- (2) 課長 島根県警察の組織に関する規則(平成7年島根県公安委員会規則第1号)第40条第1項に規定する者並びに刑事部科学捜査研究所長、島根県警察交通機動隊長、島根県警察高速道路交通警察隊長及び島根県警察機動隊長をいう。
- (3) 次長 島根県警察の組織の細目等に関する訓令(平成7年島根県警察訓令第4号)第3条に規定する者並びに刑事部科学捜査研究所副所長、島根県警察交通機動隊副隊長、島根県警察高速道路交通警察隊副隊長、島根県警察機動隊副隊長及び島根県警察警察学校副校長をいう。
- (4) 課長補佐 警部の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある者をいう(前号に規定する次長を除く。)
- (5) 決裁権者 警察本部長(以下「本部長」という。)又は規程により権限の委任を受け、若しくは専決する権限を有する者をいう。
- (6) 決裁 事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。
- (7) 専決 本部長に代わって、特定の事項を特定の職員が常時本部長の名において決裁することをいう。

(8) 代決 決裁権者が不在の場合に、特定の職員が代わって決裁することをいう。

第2章 事務の専決及び代決

(部長、課長等の専決)

第4条 部長、課長及び次長は、その所掌事務のうち、別表に掲げるものについて専決するものとする。ただし、重要又は異例なものについては、本部長又は部長若しくは課長の指示を受けなければならない。

2 課長は、別表に掲げる課長及び次長の専決事項のうち特定の事項について、島根県警察の組織に関する規則第39条、第42条から第53条の2まで及び第55条から第59条までに規定する者に専決させることができる。

3 課長は、別表に掲げる次長の専決事項のうち、定例又は軽易な事項について、課長補佐に専決させることができる。

4 前項の専決をするときは、当該文書の専決者の押印欄に「専決」と記入して認印を押し、当該専決者より上級者の押印欄に斜線を引くものとする。

(本部長が不在のときの代決)

第5条 本部長が不在のときにおける本部長の権限に属する事務は、主管部長が代決するものとする。

2 本部長及び主管部長が不在のときにおける本部長の権限に属する事務は、主管課長が代決するものとする。

(部長が不在のときの代決)

第6条 部長が不在のときにおける部長の権限に属する事務は、主管課長が代決するものとする。

2 主管部長及び主管課長が不在のときにおける部長の権限に属する事務は、本部長が決裁する。

(課長が不在のときの代決)

第7条 課長が不在のときにおける課長の権限に属する事務は、その課の次長が代決するものとする。

2 課長及び次長が不在のときにおける課長の権限に属する事務は、あらかじめ課長が指定した者が代決するものとする。

(代決の制限)

第8条 規程の変更、職員の任免その他重要又は異例な事務については、第5条から前条までの規定にかかわらず、これを代決することができない。ただし、当該事務の処理について決裁する権限がある者からあらかじめ指示を受けた場合は、この限りでない。

(後関・報告)

第9条 第5条から前条までの規定により代決した者は、当該文書の決裁者の押印欄に「代」と記入して認印を押し、事後速やかに、決裁者に対し、当該文書を提出して後関を受け、又は代決した内容を報告し、確認を受けなければならない。

第3章 会議

(署長会議)

第10条 本部長は、警察運営に関する重要な事項その他の事案について訓示、指示若しくは協議をし、又は意見を求める必要があると認めるときは、警察署長会議（以下「署長会議」という。）を開催するものとする。

2 署長会議の出席者は、本部長がその都度指定するものとする。

3 本部長は、署長会議を開催するときは、日時、場所その他必要な事項を関係する部長、課長及び警察署長にあらかじめ通知するものとする。

4 署長会議の庶務は、警務課において行う。

(部長会議及び部課長会議)

第11条 本部長は、警察運営に関する重要な事項その他の事案について訓示、指示、協議若しくは連絡をし、又は意見を求めるため、定例又は臨時に、部長会議及び部課長会議を開催するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、部長会議及び部課長会議の場合にこれを準用する。

3 部長会議及び部課長会議の庶務は、総務課において行う。

(副署長・次長会議)

第12条 本部長は、警察運営に関する重要な事項その他の事案について訓示、指示若しくは協議をし、又は意見を求める必要があると認めるときは、副署長・次長会議を開催するものとする。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、副署長・次長会議の場合にこれを準用する。

3 副署長・次長会議の庶務は、警務課において行う。

(企画推進会議)

第13条 警務部長は、警察運営の重要施策に関する企画、調整及びその推進について協議するため、定例又は臨時に、企画推進会議を開催するものとする。

2 企画推進会議の出席者は、会計課長、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長、公安課長その他警務部長が必要に応じ指定する者とする。

3 第10条第3項の規定は、企画推進会議の場合にこれを準用する。

4 企画推進会議の庶務は、警務課において行う。

(本部次長会議)

第14条 警務部長は、警察運営に関する必要な事項その他の事案について協議若しくは連絡をし、又は意見を求めるため、定例又は臨時に、本部次長会議を開催するものとする。

2 第10条第3項の規定は、本部次長会議の場合にこれを準用する。

3 本部次長会議の庶務は、警務課において行う。

(担当者会議)

第15条 部長又は課長は、主管する事務について指示、協議若しくは連絡をし、又は意見を求めるため、本部長の承認を得て、担当者会議を開催することができる。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、担当者会議の場合にこれを準用する。

(所属会議)

第16条 課長及び警察学校長は、所属職員に対し、訓示、指示、教養、訓練、事務打合せ又は意見の聴取を行うため、定例又は臨時に、所属職員全員による会議を行うものとする。ただし、2以上の勤務地域を持つ所属にあつては、必要により当該勤務地域別に行うことができる。

第4章 その他

(事務監査)

第17条 課長及び警察学校長は、毎年1回以上、所属における事務全般について監査を行い、その結果を本部長に報告しなければならない。

(警察年鑑)

第18条 島根県警察の年間の実績その他を収録して執務の資料とするため、警察年鑑を編集する。

2 警察年鑑の編集は、警務課において行う。

(事務分掌)

第19条 課長及び警察学校長は、所属職員の事務分掌を定めたときは、本部長に報告しなければならない。

(鍵の引継ぎ)

第20条 本部の各室、倉庫等の鍵は、各課において退庁時に集めて一定の箇所に保管するとともに、課の入口の鍵1箇は当直責任者又は当務における責任者に引き継がなければならない。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年11月1日島根県警察訓令第25号抄)

1 この訓令は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月18日島根県警察訓令第14号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成14年6月21日島根県警察訓令第31号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成14年8月15日島根県警察訓令第39号)

この訓令は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月24日島根県警察訓令第56号)

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月25日島根県警察訓令第6号)

この訓令は、平成15年3月7日から施行する。

附 則 (平成15年10月28日島根県警察訓令第32号)

この訓令は、平成15年10月31日から施行する。

附 則 (平成16年3月3日島根県警察訓令第4号抄)

1 この訓令は、平成16年3月6日から施行する。

附 則（平成16年3月26日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。ただし、〔中略〕、第2条及び第19条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日島根県警察訓令第16号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成16年7月9日島根県警察訓令第22号抄）

1 この訓令は、制定の日から施行〔中略〕する。

附 則（平成16年8月10日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成16年8月18日から施行する。

附 則（平成17年3月31日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月6日島根県警察訓令第34号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成19年12月19日島根県警察訓令第42号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成20年3月27日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年3月18日島根県警察訓令第10号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年3月19日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年3月23日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年9月18日島根県警察訓令第35号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年4月28日島根県警察訓令第12号）

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年1月14日島根県警察訓令第1号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成23年9月30日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月27日島根県警察訓令第15号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の前に出発した旅行に係る支出の命令については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日島根県警察訓令第17号）

この訓令は、平成24年3月29日から施行する。

附 則（平成24年10月30日島根県警察訓令第30号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成25年3月26日島根県警察訓令第15号）

この訓令中第1条の規定は平成25年3月28日から、第2条及び第3条の規定は平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日島根県警察訓令第17号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月29日島根県警察訓令第15号）

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年11月30日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年6月29日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年9月16日島根県警察訓令第31号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日島根県警察訓令第35号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日島根県警察訓令第9号）

この訓令は、平成29年3月27日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第5条中島根県警察における標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令別表第1警視の項及び別表第2の改正規定は、同月22日から施行する。

附 則（平成29年6月9日島根県警察訓令第22号）

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（平成29年11月1日島根県警察訓令第30号）

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日島根県警察訓令第8号）
この訓令は、平成30年3月29日から施行する。

附 則（平成31年3月5日島根県警察訓令第9号）
この訓令は、平成31年3月20日から施行する。

附 則（令和2年1月29日島根県警察訓令第5号）
この訓令は、令和2年2月3日から施行する。

附 則（令和2年3月31日島根県警察訓令第22号）
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月5日島根県警察訓令第32号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第14号）
この訓令は、令和3年3月25日から施行する。

附 則（令和3年6月18日島根県警察訓令第27号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和4年3月10日島根県警察訓令第13号）
この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年3月23日島根県警察訓令第17号）
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

部課長及び次長の専決事項

専決区分	専 決 事 項
1 部長共通	<p>(1) 他官庁（警察庁その他の中央省庁を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 事務の企画又は実施方針（特異、重要なものを除く。）の決定に関すること。</p> <p>(3) 訓令の一部改正（軽易なものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 通達（軽易なものに限る。）の処理に関すること。</p> <p>(5) 例規通達及び通達の一部改正（特異、重要なものを除く。）の処理に関すること。</p> <p>(6) 申請、報告、照会、調査、回答及び統計（警察庁からのもの、特異なもの及び重要なものを除く。）に関すること。</p> <p>(7) 承認、証明及び指名手配を除く手配（特異、重要なものを除く。）に関すること。</p> <p>(8) 部内の参事官、首席監察官、課長、監察官、調査官等（以下「課長等」という。）の旅行を命じ、及び復命を受けること（国費支払のものを除く。）。</p> <p>(9) 部内の課長等の私事旅行の届出に関すること。</p> <p>(10) 部内の課長等（地方警務官であるもの及び調査官（部内の課に置く下位の職を代行する場合に限る。）を除く。）の休暇の承認、週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定（以下「休暇の承認等」という。）に関すること。</p> <p>(11) 部内の課長等（地方警務官であるものを除く。以下この項において同じ。）の休日勤務及び時間外勤務を命ずること。</p> <p>(12) 部内の課長等の職務に専念する義務免除の承認（厚生活動計画の実施に参加する場合に限る。）に関すること。</p> <p>(13) 犯罪捜査に関する部内職員の応援派遣（特異、重要なものを除く。）に関すること。</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、定例的な事務の処理に関すること。</p>
2 警務部長	<p>(1) 警察音楽隊の派遣に関すること。</p> <p>(2) 1件2,000万円以上3,000万円未満の委託契約又は受託契約（特異、重要なものを除く。）をすること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 1件500万円以上の補助金、負担金、分担金、助成金、交付金及び貸付金（特異、重要なものを除く。）の交付決定、取消し、返還命令等を行うこと。 (4) 1件2,000万円以上3,000万円未満の工事（特異、重要なもの及び交通安全施設に関するものを除く。）を行うこと。 (5) 交通安全施設に関する工事のうち、1件3,000万円以上5,000万円未満のものを行うこと。 (6) 1件1,000万円以上2,000万円未満の物品を購入し、又は労務の提供を受けること。 (7) 1件100万円以上1,000万円未満の物件を売買（物品購入を除く。）し、又は交換すること。 (8) 賃借料が1件500万円以上2,000万円未満の物件（特異、重要なものを除く。）の借入れを行うこと。 (9) 賃貸料が1件100万円以上の物件（物品を含む。特異、重要なものを除く。）の貸付けを行うこと。 (10) 購入価格200万円以上の物品の処分に関すること。 (11) 1件100万円以上200万円未満の寄附（負担付きのものを除く。）の受入れの承認に関すること。 (12) 警察署長の休暇の承認等に関すること。 (13) 職員の名称、任免等に関する訓令（昭和37年島根県警察訓令第27号）に定める本部長発令の手続のうち、給与、育児休業、退職期間の更新、外国出張関係の処理に関すること。 (14) 司法警察職員の指定に関すること。 (15) 職員の営利企業等の従事許可に関すること。 (16) 給与の承認申請に関すること。 (17) 退職手当の決定に関すること。 (18) 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任免に関すること。 (19) 警察車両の配置に関すること。 (20) 軽微な警察事故の処理に関すること。 (21) 本部各課の行事予定の調整に関すること。 (22) 警察大学校、管区警察学校及び県警察学校の入校生の割当てに関すること。 (23) 教養計画（定例かつ軽易なものに限る。）の策定及び実施に関すること。 (24) 部外主催の術科大会等に対する職員の派遣に関すること。
<p>3 生活安全 部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 告訴、告発（特異、重要なものを除く。）の処理に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 他の捜査機関に対する捜査手配に関すること。 (3) 捜査情報（特異、重要なものを除く。）の処理に関すること。 (4) 生活安全警察に関する情報（特異、重要なものを除く。）の処理に関すること。 (5) 地域活動の報告に関すること。 (6) 警察署の地域警察運営細則の一部改正の承認に関すること。 (7) 自動車警ら隊の運用に関すること。 (8) 鉄道警察隊の運用に関すること。 (9) 島根県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年島根県公安委員会規則第5号）により本部長に委任された事務のうち、次に掲げるものの処理に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号。以下「意見聴取規則」という。）第2条第1項の規定による主宰者の指名 イ 意見聴取規則第2条第3項の規定による新たな主宰者の指名
4 刑事部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 告訴、告発（特異、重要なものを除く。）の処理に関すること。 (2) 火災事件（本部長指揮事件を除く。）の処理に関すること。 (3) 指名手配に関すること。 (4) 捜査情報（特異、重要なものを除く。）の処理に関すること。 (5) 他の捜査機関に対する捜査手配に関すること。 (6) 変死体（特異、重要なものを除く。）の処理に関すること。 (7) 死体の解剖に関すること。 (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）第3条第1項の規定による主宰者たる意見聴取官の指名に関すること。 (9) 部外鑑定の実施に関すること。
5 交通部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 告訴、告発（特異、重要なものを除く。）の処理に関すること。 (2) 交通事件情報（特異、重要なものを除く。）の処理に関すること。 (3) 他の捜査機関に対する捜査手配に関すること。 (4) 交通指導取締り（軽易なものに限る。）の企画及び実施に関

	<p>すること。</p> <p>(5) 交通反則行為の処理に関する業務のうち、交通反則通告制度の実施に関する訓令（平成21年島根県警察訓令第10号）第3条各号に定める事項の指揮に関すること。</p> <p>(6) 島根県公安委員会の事務の委任に関する規則により本部長に委任された事務のうち、次に掲げるものの処理に関すること。</p> <p>ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第90条第1項ただし書及び同条第4項による90日以上運転免許の保留及び効力の停止</p> <p>イ 道路交通法第103条第1項による90日以上運転免許の効力の停止</p> <p>ウ 道路交通法第104条の2の3第3項の規定による90日以上運転免許の効力の停止</p> <p>(7) 島根県警察交通機動隊の運用（軽易なものに限る。）に関すること。</p> <p>(8) 島根県警察高速道路交通警察隊の運用（軽易なものに限る。）に関すること。</p>
<p>6 警備部長</p>	<p>(1) 警備情報（特異、重要なものを除く。）の処理に関すること。</p> <p>(2) 他の捜査機関に対する警備事件（特異、重要なものを除く。）の捜査手配に関すること。</p> <p>(3) 警備計画及びその実施（特異、重要なものを除く。）に関すること。</p> <p>(4) 島根県警察機動隊、管区機動隊及び第二機動隊の運用（特異、重要なものを除く。）に関すること。</p> <p>(5) 航空隊の運用（軽易なものに限る。）に関すること。</p> <p>(6) 航空機の出動（搭乗）要請承認（部外のものを除く。）に関すること。</p>
<p>7 課長共通</p>	<p>(1) 他官庁との連絡調整（軽易なものに限る。）に関すること。</p> <p>(2) 事務の企画又は実施方針（軽易なものに限る。）の決定に関すること。</p> <p>(3) 例規通達及び通達の一部改正（軽易なものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 申請、報告、照会、調査、回答及び統計（軽易なものに限る。）に関すること。</p> <p>(5) 承認、証明及び指名手配を除く手配（軽易なものに限る。）</p>

	<p>に関すること。</p> <p>(6) 教養資料及び統計資料（軽易なものに限る。）並びに広報資料（部内的なものに限る。）の作成配布に関すること。</p> <p>(7) 会計年度任用職員及び参考人等に対する費用弁償に係る旅行依頼をすること。</p> <p>(8) 出納機関からの物品の受領に関すること。</p> <p>(9) 入・出力資料の交付等に関すること。</p> <p>(10) 調査官（課に置く下位の職を代行する場合に限る。以下この項において同じ。）及び課員の時間外勤務代休時間の指定、週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。</p> <p>(11) 調査官及び課員（職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第7条の2第1項に規定する管理職員（以下「管理職員」という。）及び管理職員以外の警視の階級にある警察官並びに次長（以下「管理職員等」という。）に限る。）の休暇の承認に関すること。</p> <p>(12) 課員（管理職員等を除く。）の休暇の承認（特異なものに限る。）に関すること。</p> <p>(13) 課員（管理職員等に限る。）の休日勤務、時間外勤務及び宿日直勤務を命ずること。</p> <p>(14) 課員の看護欠勤及び育児欠勤の承認に関すること。</p> <p>(15) 課員の職務に専念する義務免除の承認（厚生活動計画の実施に参加する場合に限る。）に関すること。</p> <p>(16) 課員の扶養親族、扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の認定に関すること。</p> <p>(17) 課員（管理職員等に限る。）の特殊勤務記録簿及び呼出記録簿に関すること。</p> <p>(18) 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第20条第1項の規定により本部長が行う捜査主任官の指名に関すること。</p> <p>(19) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事務の処理に関すること。</p>
8 広報県民課長	<p>広報及び広聴（軽易なものに限る。）に関すること。</p>
9 会計課長	<p>(1) 1件200万円以上の諸給与（報酬、賃金、職員手当等をいう。以下同じ。）、共済費、災害補償費、旅費、光熱水費、電話料、</p>

	<p>自動車保険料、自動車重量税等に関すること。</p> <p>(2) 報償費（本部長の指定するもの及び1件200万円未満のものを除く。）及び交際費に関すること。</p> <p>(3) 1件200万円以上2,000万円未満の委託契約又は受託契約（特異、重要なものを除く。）をすること。</p> <p>(4) 1件200万円以上500万円未満の補助金、負担金、分担金、助成金、交付金及び貸付金（特異、重要なものを除く。）の交付決定、取消し、返還命令等をする事。</p> <p>(5) 1件200万円以上2,000万円未満の工事（特異、重要なもの及び交通安全施設に関するものを除く。）をすること。</p> <p>(6) 交通安全施設に関する工事のうち、1件200万円以上3,000万円未満のものをすること。</p> <p>(7) 1件200万円以上1,000万円未満の物品を購入し、又は労務の提供を受けること。</p> <p>(8) 1件100万円未満の物件を売買（物品の購入を除く。）し、又は交換すること。</p> <p>(9) 賃借料が1件200万円以上500万円未満の物件（特異、重要なものを除く。）の借入れをすること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、1件200万円以上の支出負担行為をすること及び支出の命令（島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。）をすること。</p> <p>(11) 賃貸料が1件50万円以上100万円未満の物件（物品を含む。特異、重要なものを除く。）の貸付けをすること。</p> <p>(12) 購入価格200万円未満の物品の処分に関する事。</p> <p>(13) 1件の金額又は評価額が100万円未満の寄附（負担付きのものを除く。）の受入れの承認に関する事。</p> <p>(14) 1件200万円以上の収入の調定及び納入の通知をすること。</p> <p>(15) 有価証券及び物品の出納の通知をすること。</p> <p>(16) 1件200万円以上の工事の請負等に係る検査員の指定及び監督員の選定に関する事。</p> <p>(17) 警察手帳、島根県警察職員証、少年補導職員手帳及び交通巡視員手帳（以下「警察手帳等」という。）の貸与及び返納に関する事。</p> <p>(18) 拳銃及び弾薬の出納、貸与及び返納に関する事。</p> <p>(19) 訓練用拳銃弾薬の申請、配布、返納等に関する事。</p>
10 情報管理	(1) 情報管理システム対象業務の変更に関する事。

課長	<ul style="list-style-type: none"> (2) ユーザ（利用者）IDの付与及びアクセスに関する確認に関すること。 (3) 電子計算室の入退室の管理に関すること。 (4) 照会センターの運用（軽易なものに限る。）に関すること。 (5) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。
11 警務課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察署長の管外旅行及び私事旅行の届出に関すること。 (2) 職員の海外旅行の承認に関すること（警視以上及び相当職を除く。）。 (3) 本部勤務員の非常招集令達系統表に関すること。 (4) 履歴事項の証明に関すること。 (5) 職員の身上異動届の処理に関すること。 (6) 職務に専念する義務免除の承認（厚生活動計画の実施に参加する場合を除く。）に関すること。 (7) 部外運動競技会への公務参加承認に関すること。 (8) 公務災害認定請求に関すること。 (9) 給料及び諸手当の支払に関すること。 (10) 特別昇給（昇任、昇格及び人事評価による成績優秀者に係るものを除く。）の承認申請に関すること。 (11) 地方警務官の扶養親族、扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の認定に関すること。 (12) 職員の勤務時間に関する規程（昭和29年島根県警察訓令第2号）第3条に定める勤務時間及びその割り振りの承認（新規に承認するものを除く。）に関すること。 (13) 電話の新設、移転等に関すること。
12 人材育成課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教養、採用時教養及び職場教養（軽易なものに限る。）に関すること。 (2) 体育及び術科（軽易なものに限る。）に関すること。
13 厚生課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福利厚生（軽易なものに限る。）に関すること。 (2) 職員宿舎の入居及び退去に関すること。 (3) 児童手当又は特例給付の受給資格の認定に関すること。 (4) 機関誌の編集に関すること。
14 生活安全企画課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防犯対策（軽易なものに限る。）の処理に関すること。 (2) 生活安全警察に関する情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。

	(3) 犯罪及び捜査情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。
15 地域課長	(1) 地域活動（軽易なものに限る。）の報告に関すること。 (2) 自動車警ら隊の運用（軽易なものに限る。）に関すること。 (3) 地域指導室の運用（軽易なものに限る。）に関すること。 (4) 鉄道警察隊の運用（軽易なものに限る。）に関すること。
16 通信指令課長	(1) 通信指令業務等の運用（軽易なものに限る。）に関すること。 (2) 非常通報装置の設置等の内容変更に関すること。
17 少年女性対策課長	(1) 犯罪及び捜査情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。 (2) 行方不明者手配及び迷い人の手配に関すること。 (3) 島根県公安委員会の事務の委任に関する規則により本部長に委任された事務のうち、次に掲げるものの処理に関すること。 ア ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第5条第2項の規定による禁止命令等に係る聴聞 イ ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令 ウ イに掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第3項に規定する意見の聴取 エ 禁止命令等及びイに掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知 オ ストーカー規制法第5条第9項の規定による延長の処分に係る同条第10項において準用する同条第2項の規定による聴聞 カ ストーカー規制法第5条第9項の規定による延長の処分に係る同条第10項において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知 キ ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等 ク ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）第5条の規定による禁止等命令書の交付 ケ 意見聴取規則第8条第2項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更申出書の受理 コ 意見聴取規則第8条第3項の規定による意見の聴取の期

	<p>日又は場所の変更通知</p> <p>サ 意見聴取規則第9条第1項の規定による文書閲覧請求書の受理</p> <p>シ 意見聴取規則第9条第2項の規定による文書閲覧の日時及び場所の通知</p> <p>ス 意見聴取規則第11条第1項の規定による意見の聴取の審理公開の通知</p>
18 サイバー 犯罪対策課 長	犯罪及び捜査情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。
19 刑事企画 課長	<p>(1) 刑事警察に関する情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。</p> <p>(2) 指名手配（軽易なものに限る。）に関すること。</p>
20 捜査第一 課長	<p>(1) 定例的な移動警察の実施に関すること。</p> <p>(2) 火災事件（軽易なものに限る。）の処理に関すること。</p> <p>(3) 機動捜査隊の運用（軽易なものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 犯罪及び捜査情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。</p>
21 捜査第二 課長	犯罪及び捜査情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。
22 組織犯罪 対策課長	<p>(1) 犯罪及び捜査情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。</p> <p>(2) 島根県公安委員会の事務の委任に関する規則により本部長に委任された事務のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第15条第3項において準用する同条第1項に規定する命令に係る同条第4項の規定による標章の貼付け及び同条第5項の規定による標章の取除き並びに第30条の11第1項に規定する命令に係る同条第3項の規定による標章の貼付け及び同条第4項の規定による標章の取除きに関すること。</p> <p>(3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第19条第3項の規定により当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検</p>

	<p>査させ、又はその業務に関し関係人に質問させること。</p> <p>(4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第33条第2項の規定により当該職員に対し身分証明書を発行すること。</p>
23 鑑識課長	<p>(1) 指掌紋、写真及び足痕跡事務の処理に関すること。</p> <p>(2) 家出人票及び身元不明死体票の処理に関すること。</p> <p>(3) 海外渡航者に対する犯罪経歴証明に関すること。</p> <p>(4) 東部機動鑑識隊及び西部機動鑑識隊並びに警察犬の運用に関すること。</p>
24 科学捜査 研究所長	<p>(1) 現場科学捜査班の運用に関すること。</p> <p>(2) 科学捜査研究所顧問との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 部外鑑定の実施（特異、重要なものを除く。）に関すること。</p>
25 交通指導 課長	<p>交通事犯及び交通情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。</p>
26 交通規制 課長	<p>(1) 交通安全施設の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 交通管制センターの運用に関すること。</p>
27 運転免許 課長	<p>(1) 島根県公安委員会の事務の委任に関する規則により本部長に委任された事務のうち、次に掲げるものの処理に関すること。</p> <p>ア 道路交通法第90条第1項ただし書及び同条第4項による90日未満の運転免許の保留及び効力の停止</p> <p>イ 道路交通法第103条第1項による90日未満の運転免許の効力の停止</p> <p>ウ 前記ア及びイに掲げる処分の際の弁明の機会の付与、聴聞及び意見の聴取</p> <p>エ 道路交通法第104条の2の3第1項前段の規定による90日未満の運転免許の効力の停止及び同項後段の規定による処分の解除並びに同条第3項の規定による90日未満の運転免許の効力の停止</p> <p>オ 道路交通法第104条の2の3第2項の規定による弁明の機会の付与</p> <p>カ 運転免許の保留及び効力の停止の期間の短縮</p>

	<p>キ 仮運転免許を与えること。</p> <p>ク 仮運転免許の取消し</p> <p>(2) 運転適性検査の実施に関すること。</p>
28 島根県警察交通機動隊長	<p>(1) 交通事犯及び交通情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。</p> <p>(2) 島根県警察交通機動隊の応援派遣（軽易なものに限る。）に関すること。</p>
29 島根県警察高速道路交通警察隊長	<p>(1) 交通事犯及び交通情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。</p> <p>(2) 島根県警察高速道路交通警察隊の応援派遣（軽易なものに限る。）に関すること。</p>
30 公安課長	公安課の所掌に属する警備情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。
31 警備課長	<p>(1) 警備課の所掌に属する警備情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。</p> <p>(2) 災害情報の伝達及び災害報告（軽易なものに限る。）に関すること。</p> <p>(3) 管区機動隊の応援派遣（軽易なものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第158条第2項の規定による特殊標章又は身分証明書の交付に関すること。</p> <p>(5) 航空隊の運用（定例かつ軽易なものに限る。）に関すること。</p>
31の2 外事課長	外事課の所掌に属する警備情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。
32 島根県警察機動隊長	島根県警察機動隊の応援派遣（軽易なものに限る。）に関すること。
33 次長共通	<p>(1) 申請、報告、照会、調査、回答及び統計（定例かつ軽易なものに限る。）に関すること。</p> <p>(2) 承認、証明及び指名手配を除く手配（定例かつ軽易なものに限る。）に関すること。</p> <p>(3) 教養資料及び統計資料（定例かつ軽易なものに限る。）並び</p>

- に広報資料（定例かつ軽易なもので部内的なものに限る。）の作成配布に関すること。
- (4) 支給品又は貸与品（拳銃及び警察手帳等を除く。以下「給貸品」という。）の返納、再交付申請、受領及び点検に関すること。
 - (5) 警察車両の使用承認、運転日誌の点検及び日常点検に関すること。
 - (6) 私有車両公務使用承認及び私有車両使用伝票の確認に関すること。
 - (7) 供用中の物品の使用状況に関する点検に関すること。
 - (8) 課員の旅行の命令及び復命に関すること。
 - (9) アクセス権管理システムにおける認証方法の変更に関すること。
 - (10) 暗号媒体の作成の依頼、外部記録媒体の交付の申請、外部記録媒体の廃棄等に関すること。
 - (11) 貸出し用のパソコンの借用申請、返却及び使用状況の確認に関すること。
 - (12) パソコン等の修繕の依頼に関すること。
 - (13) 課員の私事旅行の届出に関すること。
 - (14) 住居届（住居手当に関するものを除く。）に関すること。
 - (15) 課員（管理職員等を除く。次号及び第17号において同じ。）の休暇の承認（特異なものを除く。）に関すること。
 - (16) 課員の休日勤務、時間外勤務及び宿日直勤務を命ずること。
 - (17) 課員の特殊勤務記録簿及び呼出記録簿に関すること。
 - (18) 会計年度任用職員の勤務日数、勤務時間の指定及び変更に関すること。
 - (19) 当直員（本部当直員を除く。）の勤務繰出しに関すること。
 - (20) 当直日誌（本部当直を除く。）の点検に関すること。
 - (21) 安全運転管理者等、安全運転指導責任者及び安全運転指導員の任免に関すること。
 - (22) 児童手当等の請求（届出）の確認に関すること。
 - (23) 職員宿舎及び職員宿舎敷地内の自動車保管場所に係る届出及び申請（単身者の貸付料の特例を含む。）に関すること。
 - (24) レクリエーションの実施に関すること。
 - (25) 各種手配連絡（軽易なものに限る。）に関すること。
 - (26) 前各号に定めるもののほか、これに類似する事務の処理に関すること。

34 広報県民課次長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本部庁舎書庫の出入りに関すること。 (2) 文書通送勤務員の勤務繰出しに関すること。
35 会計課次長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1件200万円未満の諸給与、共済費、災害補償費、旅費、光熱水費、電話料、自動車保険料、自動車重量税等に関すること。 (2) 1件200万円未満の報償費（本部長の指定するものを除く。）に関すること。 (3) 1件200万円未満の委託契約又は受託契約（特異、重要なものを除く。）をすること。 (4) 1件200万円未満の補助金、負担金、分担金、助成金、交付金及び貸付金（特異、重要なものを除く。）の交付決定、取消し、返還命令等をすること。 (5) 1件200万円未満の工事（特異、重要なものを除く。）をすること。 (6) 1件200万円未満の物品を購入し、又は労務の提供を受けること。 (7) 賃借料が1件200万円未満の物件（特異、重要なものを除く。）の借入れをすること。 (8) 1件200万円未満の支出負担行為をすること及び支出の命令（島根県会計規則第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。）をすること。 (9) 賃貸料が1件50万円未満の物件（物品を含む。特異、重要なものを除く。）の貸付けをすること。 (10) 1件200万円未満の収入の調定及び納入の通知をすること。 (11) 1件200万円未満の工事の請負等に係る検査員の指定及び監督員の選定に関すること。 (12) 給貨品の返納及び再交付申請に関すること。 (13) 警察車両の使用統制に関すること。
36 情報管理課次長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 照会センター及び資料伝送業務の勤務日誌の点検に関すること。 (2) 電子計算機使用日誌の点検に関すること。
37 警務課次長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本部当直員、警戒警備勤務員及び受付勤務員の勤務繰出しに関すること。 (2) 当直日誌の点検に関すること。 (3) 警察通信（有線）の使用統制に関すること。

	(4) 源泉徴収票の作成及び交付に関すること。
38 生活安全 企画課次長	風俗、古物、質屋、金属くず商、警備業、銃砲及びクロスボウ並びに刀剣類並びに火薬類（猟銃用火薬類を含む。）関係の許可証等の用紙の送付に関すること。
39 少年女性 対策課次長	行方不明者手配及び迷い人の登録等の処理に関すること。
40 刑事企画 課次長	(1) 犯罪統計原票の受理に関すること。 (2) 手口照会に関すること。 (3) 刑事日報（発行に関することを除く。）に関すること。 (4) 手口記録及び被害記録の受理に関すること。
41 鑑識課次 長	写真の現像、焼付け等に関すること。
42 科学捜査 研究所副所 長	(1) 鑑定囑託の取消し（軽易なものに限る。）に関すること。 (2) 鑑定資料の発送及び受理に関すること。
43 交通指導 課次長	ステレオカメラの乾板、凶化凶面の発送及び受理に関すること。
44 交通規制 課次長	交通障害情報（軽易なものに限る。）の処理に関すること。
45 運転免許 課次長	指定自動車教習所の届出書類（定例かつ軽易なものに限る。）の処理に関すること。